

第3回青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議

日時：平成28年12月2日（金）

場所：県庁北棟2階災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 青森県内における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜への
対応について

(2) その他

3 本部長指示事項

4 閉会

平成28年12月2日
青森県農林水産部

青森県内における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜への対応について

1 家きんにおける2例目の高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生について

(1) 農場の概要

農場の所在地：青森市大字四戸橋字磯部しとばしあざいそべ
(1例目の発生地点から直線距離で350mの位置)
飼養状況：あひる（フランス鴨）
約4,800羽
飼養棟数：3棟、平飼い（うち、1棟は空畜舎）

(2) 経緯

① 通報

ア 日時：平成28年12月2日 午前10時10分
イ 内容：本日朝に飼養しているあひるが5羽死亡、全体的に衰弱

② 現地調査（立入検査）

同日12時、青森家畜保健衛生所が立入りし、死亡した3羽、衰弱している1羽について鳥インフルエンザウイルス簡易検査を実施した結果、午後1時30分に全羽で陽性を確認し、国に報告した。

③ 疑似患畜の判定

同日、午後1時35分に国から疑似患畜と判定したとの連絡があった。

※ 国の防疫指針により、患畜が確認された1例目の農場と疫学的な関連があり、簡易検査により陽性となったものは疑似患畜と判定するとされている。

(3) 今後の対応

① 発生農場の措置

ア 県職員を動員（動員計画3グループ6班の472名）し、直ちに殺処分を開始する。
イ 殺処分については24時間以内、埋却については72時間以内に実施を目指す。

② 周辺農場の防疫措置

ア 移動制限

発生農場を中心として半径3km以内の区域について、移動制限区域として設定し、家きん等の移動を禁止する。

イ 搬出制限

発生農場を中心として半径10km以内の区域（上記を除く）を搬出制限区域として設定し、家きん等の搬出を禁止する。（搬出制限区域内では家きん等の移動は可能）

<参考>移動制限、搬出制限区域内の家きん農場数及び飼養羽数

区域	農場数	飼養羽数
移動制限（3km以内）	3	8,875羽
搬出制限（10km以内）上記除く	3	395,850羽

③ 消毒ポイントの設定

発生農場周辺の感染拡大を防止するため、1例目の発生時に設定した農場周辺、半径3km及び10km地点付近の5か所に加え、新たにポイントを調整している。

2 家きんにおける1例目に発生した鳥インフルエンザ疑似患畜への対応について

(1) これまでの対応

① 殺処分進捗状況

県職員延べ339人を3グループ6班編成で動員し、殺処分に当たった結果、目標としていた24時間以内の11月29日午後8時5分に18,360羽の殺処分を完了した。

② 埋却作業状況

最も感染リスクが高い殺処分したあひる326袋の埋却は、目標としていた72時間以内の12月1日午後4時12分に完了した。

畜舎内の敷料等は、畜舎から1,548袋（確定）を搬出した。埋却作業は、天候状況等をみながら実施しており、現在の作業状況から判断すると、本日、午後11時頃に埋却が完了すると想定している。

屋外の使用済み敷料（堆積物）についても埋却することとした。

<12月2日16時現在の埋却状況>

(単位：フレコンバッグ、袋)

項目	殺処分したあひる	その他	合計
総量	326	1,548	1,874
処理量	326	1,129	1,455
進捗率	100%	73%	78%

③ 発生状況確認調査結果

11月29日に移動制限区域（半径3km以内）の4農場を対象に、臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した。臨床検査では、異状は確認されず、血清抗体検査の結果は12月1日に判明し陰性であった。ウイルス分離検査は検査から1週間程度で結果が判明する予定である。

また、同日、疫学的に関係のある1農場の臨床検査を実施し、異常は確認されなかった。

④ 鳥インフルエンザウイルスのN A亜型の確定

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が実施した遺伝子検査の結果については、国が12月1日に公表し、韓国と同型のH5N6亜型であることが確認された。

⑤ 風評被害の防止

県内の量販店等に対して、感染のおそれがある家きんの肉や卵は市場に流通せず、また、国内では鶏肉や卵を食べることによって、人が鳥インフルエンザウイルスに感染した事例が報告されていない旨、安全性を周知している。

(2) 今後の対応

① 畜舎内の敷料等の埋設の完了に向けて、全力で取り組む。

② 屋外の使用済み敷料を埋却処分する用地の確保について、青森市と協議して選定した上で、埋却溝の掘削作業を進める。

③ 全国的に野鳥でも発生が増加していることから、他の農場に対しても、引き続き、防鳥ネットの点検や畜舎内外の消毒など、発生防止対策の徹底を指導する。

特に、発生農場の関連農場に対しては、発生防止に向けた指導と監視を強化する。

④ 県民の不安を払拭するため、引き続き、ホームページによる情報発信や相談窓口における相談対応を実施するとともに、鶏肉や卵の安全性をPRし、風評被害の発生防止に努める。

第3回青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議

【本部長指示事項】

ただ今、農林水産部長から説明があったとおり、2例目となる疑似患畜が新たに発生しました。1例目の収束を図っているさなかに発生が拡大したことは極めて残念であります。

皆さんには、2例目の畜種が同じ「あひる」であること、発生農場が1例目と距離が近く、移動制限等に大きな変更がないという状況を踏まえて、迅速な対応をお願いしたいと思います。

さて、1例目については、最も感染リスクが高い、殺処分したあひるの埋却を、72時間以内に完了することができました。

なお、急なお願いにもかかわらず、埋却作業にお手伝いいただいた建設業界の皆様には、心から感謝申し上げます。

また、昼夜を徹して作業していただいた職員の皆様に心から慰労を申し上げますとともに、今後の人員の動員については、全庁的なものになりますので、一致団結して対応に当たっていただくようお願いします。

一方で、これまで対応している職員の疲労が蓄積していると思いますので、幹部職員の皆様には、職員の心身のケアに最大限配慮しながら進めていただきたいと思います。

以下、引き続き下記の5点について、的確に対応するよう指示します。

- 2例目の発生農場の防疫措置を最優先に取り組むこと。
- これと合わせて、1例目の埋却作業を迅速に進め、発生農場における早期の防疫措置の完了を図ること。

(つづく)

- 全国的に依然として感染リスクが高い状況にあることから、他の農場においても、発生防止対策の徹底を指導すること。
- 県民の不安を払拭するため、引き続き正確な情報を迅速に提供し、風評被害の発生防止に努めること。
- 今後は、農林水産部以外の職員も動員対象となることから、関係部局が緊密に連携し、全庁挙げて対応すること。

以上、対応に万全を期してください。

平成28年12月2日
教 育 庁

公立学校等における高病原性鳥インフルエンザの発生防止に 向けた対策について

1 関係機関への注意喚起

11月22日	・市町村教育委員会及び県立学校への注意喚起文書発出 (「手洗い、うがいの励行」「野鳥の取扱い」等について周知)
11月29日	・市町村教育委員会及び県立学校への注意喚起文書発出 (青森市での発生事例を受けて再度周知) ・市町村教育委員会及び天然記念物(家きん類)保存団体への注意 喚起文書発出 (天然記念物の取扱い等について周知)
12月 1日	・市町村教育委員会及び県立学校への注意喚起文書発出 (鶴田町での発生事例を受けて再度周知)

2 公立学校等の鳥類の飼育状況及び異常の有無の調査の実施(11月30日現在)

市町村教育委員会、県立学校に調査を依頼したところ、鳥類の飼育実態はあるものの、異常がないことを確認。

鳥類の飼育校では、児童生徒への注意喚起、飼育施設への野鳥の侵入防止対策、消毒などの措置を行っている。

区分	調査対象校数	飼育校数	飼育羽数	異常の有無
幼稚園	4園	0園	0羽	なし
小学校	292校	9校	61羽	なし
中学校	160校	1校	2羽	なし
高等学校	63校	3校	1,704羽	なし
特別支援学校	19校	0校	0羽	なし
合計	538校	13校	1,767羽	

【飼育校数の内訳】

小学校	八戸市 (八戸小学校・柏崎小学校・金浜小学校・三条小学校・多賀小学校・多賀台小学校) 南部町 (福田小学校) 十和田市 (洞内小学校) 六戸町 (開知小学校)
中学校	十和田市 (三本木中学校)
高等学校	五所川原農林高等学校・柏木農業高等学校・三本木農業高等学校

平成28年12月2日
青森県環境生活部

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査状況等について

1 平成28年度における野鳥の死亡個体の検査状況

No	回収年月日	発見場所	鳥の種類	発見羽数	検査羽数	簡易検査	遺伝子検査	確定検査
1	H28.6.14	六ヶ所村	ハシボソミズナギドリ	7	2	陰性	陰性	
2	H28.11.16	野辺地町	マガモ	3	2	陰性	陰性	
3	H28.11.22	東北町	オオハクチヨウ	1	1	陰性	陰性	
4	H28.11.24	五所川原市	オオハクチヨウ	1	1	陰性	陰性	
5	<u>H28.11.24</u>	鶴田町	オオハクチヨウ	<u>1</u>	<u>1</u>	陰性	陽性	検査中
6	H28.11.25	弘前市	オオハクチヨウ	1	1	陰性	検査中	
7	H28.11.25	青森市	オオハクチヨウ	1	1	陰性	検査中	
8	H28.11.29	階上町	マガモ	1	1	陰性	検査中	
9	<u>H28.12.1</u>	青森市	ノスリ	<u>1</u>	<u>1</u>	陽性		12/2 搬送中
10	H28.12.2	弘前市	ノスリ	1	1	陰性	12/2 搬送中	

※ 簡易検査は、各地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所が実施

※ 遺伝子検査は、国立研究開発法人国立環境研究所が実施

※ 確定検査は、北海道大学が実施

2 死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザウイルス陽性事例

(1) 鶴田町

ア 11月24日に鶴田町で西北地域県民局地域農林水産部職員がオオハクチヨウ

1羽を回収。

イ 同日に、つがる家畜保健衛生所が死亡野鳥の簡易検査を実施したところ「陰性」。

ウ 11月29日に国立研究開発法人国立環境研究所が同検体の遺伝子検査を実施したところ「陽性」と判明。(平成23年3月に三沢市で回収したハヤブサ以来)

エ 現在、北海道大学において確定検査を実施。

(2) 青森市

ア 12月1日に青森市(浪岡)で中南地域県民局農林水産部職員がノスリ1羽を回収。

イ 12月2日に、十和田家畜保健衛生所が簡易検査を実施したところ「陽性」。

ウ 今後、北海道大学において確定検査を実施。

3 これまでの対応状況

(1) 環境省

家きん施設及び回収地点を中心とする半径 10 km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥緊急調査チームを派遣し、野鳥の生息状況などの調査を実施。

ア 青森市（家きん施設）

（ア）区域指定 平成 28 年 11 月 28 日（月）

（イ）チーム派遣 平成 28 年 12 月 1 日～3 日

（ウ）調査状況 現時点において死亡及び衰弱個体は確認されていない。

イ 鶴田町（オオハクチョウ）

（ア）区域指定 平成 28 年 11 月 29 日（火）

（イ）チーム派遣 平成 28 年 12 月 3 日～5 日

ウ 青森市（ノスリ） ※投込時刻 18:00 予定

（ア）区域指定 平成 28 年 12 月 2 日（金）

（イ）チーム派遣 平成 28 年 12 月 5 日～6 日

(2) 青森県

- 野鳥監視重点区域内の巡視頻度を週 3 回にして野鳥の監視を強化。

- 現時点において、死亡及び衰弱個体は確認されていない。

4 今後の対応

県民に対する野鳥の接し方の注意喚起を県ホームページのほか、ラジオ広報により実施。